

出生前コンサルト小児科医に求められる要件と 講習会などで習得しておくべき内容

NIPT の原理:

従来の羊水などによる出生前診断と NIPT の違い。特に NIPT は確定検査ではなく、あくまでも確率を調べる検査であること。

基本的理解:

「出生前検査認証制度等運営委員会」は「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会報告書」に基づいて日本医学会により設置されたものであり、本報告書の内容を熟知し、十分理解する必要がある。

NIPT が置かれた本邦における現在の状況の把握:

遺伝カウンセリングを重視し、安易に行われることがないように厚労省からの通達があったにも関わらず、いわゆる無認可施設(産婦人科、小児科、臨床遺伝専門医でもないクリニック等)で十分な遺伝カウンセリングの機会を提供することなく多くの件数が行われている。このことによって一番被害を被っているのは妊婦であり、状況は看過できない。

NIPT に対する立場の違い:

NIPT に対しては、様々な立場からの多様な考え方が存在している。特に当事者団体は直接利害が関係するため、相談窓口となりにくく、小児科医はその代弁者としての役割が期待されていること。

日本小児科学会の立場:

過去に日産婦が小児科医や臨床遺伝専門医の関与なしに NIPT を行うことができるような改革案を表明した際、日本小児科学会として懸念を表明した。その理由は、NIPT で中絶される染色体異常を持つ小児を診療対象とする小児科医として、疾患患児やその家族を守ることができないと考えたからである。妊婦に対して NIPT を受けることを強要するような状況はあってはならず、NIPT の結果、胎児に染色体異常が明らかになったとしても中絶を強要するようなことがあってはならない。同時に、いわゆるカジュアルに安易に NIPT を受けようとする世の中の風潮には倫理観を持って対応する必要がある。日本小児科学会としては、小児科専門医がこどもやその家族の代弁者として、NIPT の説明の段階から関与できることを希望する。

妊婦の自己決定を支援する立場:

小児科専門医としては、こどもやその家族の代弁者としての役割を果たさなければならないが、検査の意義や染色体異常による疾患について十分理解した上で、それでも出産を望まない妊婦に対しては、その考えを尊重し、寄り添うことが重要である。

出生前診断が置かれた状況:

本来胎児の染色体異常は中絶の要件とはなっていないため、倫理学者を含めた本格的な議論が進んでいない。出生前コンサルト小児科医は、このような倫理的な問題について、深い洞察と高い見識を持って取り組む必要がある。